

工場立地法(昭和34年法律第24号)第2条第2項及び第4項に規定する
実地の調査について

令和5年10月3日
経済産業省経済産業政策局
地域経済産業グループ
地域産業基盤整備課

環境省大臣官房環境影響評価課

工場立地法第2条第2項又は第4項に基づき実地の調査を実施する場合においては、令和4年6月9日付け閣議決定「デジタル社会の形成に向けた重点計画」に基づき、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して行うものも含むこととする。

<参考1> 工場立地法第2条

(工場立地に関する調査)

第二条 経済産業大臣(工場立地に伴う公害防止に関する調査にあつては、経済産業大臣及び環境大臣。次条第一項及び第十五条の三において同じ。)は、あらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査、工場立地の動向の調査及び工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行うものとする。

2 前項の工場適地の調査は、調査をすべき地区内の団地を実地に調査し、並びに当該地区の地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件に関する資料を収集することにより行なう。

3 (略)

4 第一項の工場立地に伴う公害の防止に関する調査は、大規模な工場又は事業場の設置が集中して行なわれると予想される地区及びその周辺の地域で調査をすべきものを實地に調査し、当該地区及びその周辺の地域に係る地形、風向、潮せきその他の自然条件並びに土地利用の現況、環境保全及び開発整備の方針その他の社会的条件に関する資料を収集し、並びにその実地調査の結果及び収集した資料に基づき、電子計算機、模型その他の機械及び装置を使用して解析をすることにより行なう。

<参考2> デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年(2022年)6月7日閣議決定)抜粋

(1) デジタル原則

デジタル臨時行政調査会では、全ての改革(デジタル改革、規制改革、行政改革)に通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則」を共通の指針として令和3年(2021年)12月に策定した。

① デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。